

第六管区海上保安本部公示第23号

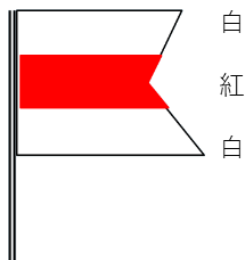
水路業務法（昭和25年法律第102号）第8条の規定に基づき、水路測量の実施について次のとおり公示する。

令和8年6月17日

第六管区海上保安本部長

池上 浩之（公印省略）

- 1 水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所
名 称 岡山県備中県民局水島港湾事務所
住 所 岡山県倉敷市水島福崎町1-12
- 2 水路測量を実施する区域及び期間
区 域 水島港（付図のとおり）
期 間 令和8年7月6日から
令和8年7月15日までのうち2日間
- 3 水路測量の実施方法
マルチビーム音響測深機による測深及びGNSSによる船位決定
- 4 航行船舶に対する安全措置
水路測量を行っている船舶は、水路業務法施行規則（昭和25年運輸省令第55号）第6条に定める標識（白紅白の燕尾旗）を揚げる





測量区域 : 